

兵庫県指定観光名産品協会 会員募集

兵庫県指定観光名産品協会(昭和 32 年 4 月設立)は、(公社)ひょうごツーリズム協会とともに観光土産品の審査会を実施し、「ひょうごの名産品」として土産品の適正表示を進めるなど、業界の発展・振興や観光振興に貢献しています。

【会員数:80 社】

会員になれば、こんなメリットがあります。

(1)審査会の実施

①必要表示事項 ②過大包装の禁止 ③特定事項の表示基準 ④不当表示の禁止 等を柱とした観光土産品の公正競争規約に基づき、毎年審査会を実施します。

この審査会に合格していれば、景品表示法等の法律違反について警告や排除命令を受けることはありません。

(2)推奨認定シールの貼付

審査会を通過した商品には、「ひょうごの名産品」として推奨・認定を受けた証として、推奨認定シールを貼付し、商品の販売を行うことができます。



推奨認定シール

(3)セミナーや交流会での啓発活動・情報交換

法改正に伴う最新の公正競争規約の啓発や業界動向に対応した各種セミナー、会員相互の交流会等を実施し、時代に応じた啓発活動、情報交換を行っています。

(4)ホームページやアンテナショップ等での PR

審査会で推奨を受けた商品として、月間 5 万以上のページビューを誇るホームページ「ひょうご名産品」で商品の PR を行います。

また希望者には東京・有楽町 兵庫県物産品アンテナショップでの商品展示・委託販売等を斡旋します。



HP「ひょうご名産品」

(5)その他

全国観光土産品推奨審査会(特に優れたものには厚生労働大臣賞等の各賞授与)への推薦、観光展・キャンペーン等での販売ブース斡旋や優先的 PR を行います。

年会費 25,000 円

※審査会認定商品数により、3,000 円～ 別途加算有

ご入会に関しては、お気軽にお問合せください！

<事務局>

兵庫県指定観光名産品協会 担当:谷内 (公益社団法人ひょうごツーリズム協会 内)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁 1 号館 7 階

TEL 078-361-7661 FAX 078-361-7662 taniuchi@hyogo-tourism.jp